平成２７年（フ）第９００号
神戸市中央区北野町２丁目２番２号　北野マンション503、従前の住所神戸市中央区下山手通４丁目３番１―1004号
破産者　ほんまもんやくるくること　塩川　勉
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０１号
神戸市中央区北野町２丁目２番２号　北野マンション503、従前の住所神戸市中央区下山手通４丁目３番１―1004号
破産者　塩川　眞美
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９１７号
兵庫県三木市志染町吉田1241番地の136
破産者　事務用品モリタこと　森田　和彦
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４１号
神戸市北区ひよどり台１丁目８番地　127棟201号
破産者　山浦由紀子
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７０号
神戸市北区藤原台中町４丁目19番３号、従前の住所兵庫県姫路市別所町佐土629番地９
破産者　中田　昭久
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７４号
兵庫県相生市那波西本町14番38号
破産者　野口　恵子
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７０号
兵庫県高砂市時光寺町34番10―201号
破産者　井口美保子
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１６７号
徳島県板野郡松茂町中喜来字中瀬西ノ越36番地19、旧住所徳島県板野郡松茂町広島字北ノ川３番地４
破産者　田中　秀樹
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６８号
徳島県板野郡松茂町中喜来字中瀬西ノ越36番地19、旧住所徳島県徳島市北沖洲３丁目５番３号
破産者　田中　　實
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３号
愛媛県松山市北井門１丁目１番６号　エヌウェル三愛301号
破産者　**藤**本　裕二
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５２号
熊本県阿蘇市黒川1451番地１
破産者　立石　敬志
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８８号
熊本市西区田崎３丁目２番42号　コーポ田崎102、前住所熊本市西区**蓮**台寺４丁目３番７号
破産者　川﨑　新吾
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１００号
鹿児島県鹿屋市上谷町20番２―12号
破産者　岩松　道生
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
岐阜県土岐市駄知町1964番地の１
破産者　伊藤　明義
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第６８５号
兵庫県西宮市石在町19番１―412号、前住所兵庫県西宮市今津出在家町10番10―104号
破産者　森下麻衣子
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４号
兵庫県西宮市小曽根町３丁目２番９号
破産者　浅蔭　千晴
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８８号
香川県高松市牟礼町牟礼3013番地３
破産者　中村　**吉**彦
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９号
香川県高松市勅使町929番地１　ボヌール201
破産者　森田小津江（旧姓三井）
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６２３号
北九州市八幡西区野面２丁目５番４号　有料老人ホーム　サンライフ、住民票上の住所北九州市八幡西区若葉３丁目４番４号
破産者　中山　和子
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部